

## 令和8年1月 入札・契約制度の改善

(令和8年1月1日から以下のように制度・取り扱いが変更になります。)

本市では、より一層の競争性・透明性を高めるとともに工事等の品質確保を目的として、従来から入札契約制度の改善に取組んでいます。

今回、以下のとおり入札・契約制度を改善し、令和8年1月1日から実施します。

1. 少額随意契約の基準額及び誓約書を徴収する金額の引き上げについて

# 1. 少額随意契約の基準額及び誓約書を徴収する金額の引き上げについて

昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、令和7年4月1日に地方自治法施行令の一部が改正され、少額随意契約の基準額が引き上げられました。この改正を受け、松山市契約規則で定める随意契約の基準額を見直し、**令和8年1月1日**から適用します。

また、建設工事の随意契約基準額の引き上げに伴い、契約締結時に徴収する「暴力団員等ではない旨」の誓約書の対象契約金額を引き上げ、あわせて**誓約書の押印を廃止**します。

## ＜少額随意契約の基準額の引き上げ＞

契約の種類	改正後	改正前
工事又は製造の請負	<b>200万円</b>	130万円

適用時期：令和8年1月1日以降に行われる入札の公告又は通知に係るものから適用します。

## ＜誓約書を徴収する金額の引き上げ＞

誓約書を徴収する契約金額について、130万円を超える契約から**200万円**を超える契約に改めます。あわせて、**誓約書の押印を廃止**します。

適用時期：令和8年1月1日以降に契約締結するものから適用します。

### 【注意事項】

- 当該建設工事の下請契約、物品納入や役務の提供を受ける契約も対象となり、その発注者は契約金額が**200万円**を超える場合は、誓約書を徴収する必要があります。
- また、同一事業者間で複数の契約を締結したときは、その契約金額の**総額が200万円**を超える場合は誓約書を徴収する必要があります。